

小牧市条例制定請求者代表者証明書交付申請書



小牧市

無職

松浦 隆子

生年月日

(性別) 女

小牧市

役員

岡本 久光

生年月日

(性別) 男

小牧市

無職

猪飼 健治

生年月日

(性別) 男

地方自治法施行令第91条第1項の規定により、別紙のとおり小牧市条例制定請求書を添え、小牧市条例制定請求者代表者証明書の交付を申請します。

2018年10月 / 日

小牧市長 山下史守朗 様

※ 小牧市条例制定請求書及び条例案を添付します。

小牧市条例制定請求書

(仮称) こども未来館整備計画の是非を問う住民投票条例制定請求の要旨

1、請求の要旨

平成29年5月19日、市議会文教建設委員会で山下市長は、ラピオに(仮称)こども未来館を整備すると発表しました。

直前の3月議会で山下市長は、牧政会の代表質問に「平和堂が撤退した場合、図書館をラピオに入れることも一つの選択肢」と言う答弁をしています。

4月に入り平和堂の撤退が正式に発表されました。新聞報道で多くの市民が「ラピオには図書館が入るだろう」と思いました。ところが4月27日、市議会文教建設委員会で市は①駅西A街区に図書館を②ラピオに子ども・子育て関連施設をつくると発表しました。わずか一ヶ月間余の急転換です。

住民投票でA街区の新図書館建設計画は反対多数となり、その後設置された審議会は平成29年2月8日に答申を提出しました。答申は「建設場所はA街区が多数であった。本館・ラピオの意見も併記され、計画は市民の意見をよく聞いて進めるように」と明記されました。

重大なことは、答申が出された2ヶ月後にラピオから平和堂撤退が決まったことです。大きな状況変化があったのに山下市長は市民に意見も聞かず「新図書館は駅西A街区ありき」で進めてしまいました。そのために無理をして、(仮称)こども未来館を整備することになったのが実情ではないでしょうか。大型遊具施設導入のために、ラピオの床や天井を壊し吹き抜けにする(仮称)こども未来館は、総事業費約22億円と聞いています。現児童センターが狭いからと言いますが約20倍もの面積が必要でしょうか。「近くにあつて、子どもが自分の足で通える施設でなければ利用しにくい。」という市民の意見が多数です。また、(仮称)こども未来館整備構想は、第6次小牧市総合計画にもなく、市長のトップダウンで進められており、市民には十分知らされていません。小牧市自治基本条例第24条に「市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。」と規定されています。

私たちは、「(仮称)こども未来館整備計画の是非を市民に問え」との市民の声を真摯に受け止めることを求め、標記の住民投票条例を制定することを請求します。

2、請求代表者

(住 所)	(職 業)	(氏 名)	(印)
		(生年月日)	(性別)
小牧市 [住所]	無職	松浦 隆子	女
小牧市 [住所]	会長	岡本 久光	男
小牧市 [住所]	無職	猪飼 健治	男

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求します。

平成30年10月1日

小牧市長 山下史守朗宛て

(仮称) こども未来館整備計画の是非を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、再開発ビル「ラピオ」内に整備予定の(仮称)こども未来館整備計画(以下「未来館整備計画」という。)の是非に関して、市民の意思を明らかにするための住民投票を行い、市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票の実施)

第2条 住民投票は、次のとおり実施する。

(1) 住民投票に付する事項は、未来館整備計画の是非に関し、市民の意思を明らかにするため、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

(2) 住民投票は、市民の意思が正しく反映されるものでなければならない。この条例の解釈及び運用は、市民の意見表明の自由を保障するとともに、市民の意思形成の機会拡大に資するよう、これを行わなければならない。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議によりその権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を、小牧市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票日」という。)は、直近の市長・市議会議員補欠選挙と同時に執行するものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票の資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 投票日において年齢満18才以上の日本国籍を有する者

(2) 前条第2項の規定による告示の日の前日において、その者に係る本市の住民票が作成された日(他の市町村(特別区を含む。)から本市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日)から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に記録されている者(投票日(第7条第2項に規定する期日前投票にあっては、当該期日前投票を行う日。次項において同じ。)まで引き続き本市に住所を有していない者を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、投票日において公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しないとされる者は、住民投票における投票の資格を有しない。

(投票の方法)

第6条 住民投票は秘密投票とし、1人1票とする。

2 住民投票を行う投票資格者(以下「投票人」という。)は、未来館整備計画に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項に規定する○の記号の記載方法は、○の記号を自書する方法によるものとする。

4 前項の規定に関わらず、身体の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、投票管理者に申し立てて代理投票をさせることができる。

5 点字による投票の方法は、別に定める。

(投票所における投票)

第7条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

(情報公開)

第8条 市長は、住民投票の適正な執行を確保するため、市民が適切な情報に基づいて判断できるよう必要な情報提供を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性を保持しなければならない。

3 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、住民投票に付する事項についての賛成意見及び反対意見を公平かつ中立に扱わなければならない。

4 選挙管理委員会は、住民投票を実施するに当たって、住民投票広報の発行、その他投票の条件に関わる情報の提供に努めなければならない。

(住民投票運動)

第9条 住民投票運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

2 住民投票運動は、投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第10条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定めるほか、公職選挙法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

(住民投票結果の告示等)

第11条 選挙管理委員会は、開票を行い投票結果が確定したときは、直ちにこれを公表するとともに、当該公表の内容を市長及び市議会に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第12条 市長及び市議会は住民投票の結果を尊重しなければならない。この場合において、投票した者の賛否いずれか過半数の結果を斟酌しなければならない。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、住民投票の実施の日の翌日から起算して90日を経過した後に、その効力を失う。